

第62回岡山県社会人対抗駅伝競走大会 開催要項

【競走コード:19 33 0026】

1. 主催 岡山県実業団陸上競技連盟
2. 共催 山陽新聞社 笠岡市
3. 主管 一般財団法人岡山陸上競技協会
4. 後援 笠岡市体育協会
5. 運営協力 笠岡市陸上競技協会 笠岡警察署 笠岡交通警察協働員会 一般社団法人笠岡青年会議所
6. 期 日 2019年10月20日(日)

チーム受付・オーダー締切	8時00分締切	場所:岡山県笠岡陸上競技場	玄関付近
監督会議	8時30分～	場所:岡山県笠岡陸上競技場	会議室
開会式	9時00分	場所:岡山県笠岡陸上競技場	
競技開始(1部・2部同時スタート)	10時00分	場所:岡山県笠岡陸上競技場	発着～笠岡湾干拓地
閉会式	13時00分予定	場所:岡山県笠岡陸上競技場	
7. 参加資格 (1) 1部〔登録チーム〕

岡山県実業団陸上競技連盟に加入する企業・団体とする。
なお、大会当日棄権チームがあった際、棄権チームをベースとして別チームからの補充により混成チームとしての参加は認める。その際の記録は、区間記録のみ公式扱いとする。

(2) 2部〔登録外チーム〕

一般企業・一般団体で、岡山県内の同一クラブ・同好会等で構成させているチーム。
8. 競技方法 (1) 1部及び2部で別々の対抗戦とする。
(2) 競走は、2019年度公益財団法人日本陸上競技連盟競技規則、同駅伝競走規準及び監督会議申し合わせ事項による。
(3) 総合順位は、第1区から第6区までの所要時間で順位を決める。
(4) 各区間順位は、各区間の所要時間で順位を決める。
(5) 走者が途中で故障等のため、その区間が中絶した場合、審判長の判断により次区間よりレースを再開することがある。
この場合、当該チームの総合順位は無効となるが、区間順位・区間所要時間は有効とする。
(6) 第3中継所において、トップ(広島県も含む。)チーム通過後10分経過した時点で、繰り上げ出発を行う。
また、第5中継所において、12時00分の時刻とともに、繰り上げ出発を行う。
9. チーム編成 監督1名、選手6名、補欠3名※の計10名とする。 ※補欠は、A・Bチームを兼ねることができる。
10. 走行区間 走路は別紙走路図のとおり、岡山県笠岡陸上競技場発着とする笠岡湾干拓地内周回とする。
各区間走行距離は次のとおりとする。

1部:(計43.82km)	1区:7.64km	2区:7.09km	3区:7.09km	4区:8.87km	5区:7.64km	6区:5.49km
2部:(計36.56km)	1区:7.64km	2区:5.36km	3区:5.36km	4区:5.07km	5区:7.64km	6区:5.49km
11. 表彰 (1) 1部・2部別々に表彰する。
(2) 1部の優勝チームには、優勝旗を授与する。
(3) 1部・2部ともに、各区間第1位の選手には区間賞を与える。
12. 参加料 1部・2部とも、1チームにつき10,000円とし、下記の口座に振り込むこと。
水島信用金庫 矢柄支店 普通 口座番号:0111482 道下章
13. 申込方法 **2019年10月3日(木)必着**にて、下記の要領で申し込む。
岡山陸上競技協会ホームページに掲載する本競技会の申込ファイルに必要な事項を入力し、①E-mailの送信と②入力した申込一覧表を、印刷し郵送すること。
①E-mail => jaaf_oka_jitsu@yahoo.co.jp
②郵送 => 〒712-8501 倉敷市水島海岸通一丁目1番地
三菱自動車工業株式会社水島製作所 パワートレイン工作部 楠目 洋一 宛
14. 監督会議 当日8時30分より、競技場内会議室にて行ない、各チームの選手走行区間を発表する。
15. 個人情報の取扱いについて
主催者は、個人情報保護に関する法令を遵守し、日本陸上競技連盟個人情報保護方針に基づき取扱います。なお、取得した個人情報は大会の資格審査、プログラム編成及び作成、記録発表・掲示、記録・スタートリストのウェブサイトでの発表、各加盟団体が作るランキング、その他競技運営及び陸上競技に必要な連絡等に利用します。
16. その他 (1) 本大会は、第14回べいふあーむ駅伝大会として、広島県実業団駅伝競走大会と合同開催とする。
(2) 最終オーダー表は、10月20日(日)8時までにメール送付もしくは受付までに提出すること。なお、提出後以降の変更は一切認めない。
メール: jaaf_oka_jitsu@yahoo.co.jp
(3) ナンバーカード・たすきは事務局側で準備し、チーム受付時に渡します。競技終了後は、各チーム取り纏めうえ受付まで返却をお願いいたします。
(4) 本大会出場に際しては、健康診断を受けておくこと。大会中生じた事故については、応急処置は行うが、それ以後は各人の責任で行うこと。
(5) 選手集合同所は、出発点(2区以降は中継点)付近とし、通過予定時刻10分前に点呼を受け、その後は競技役員の指示に従うこと。
(6) 走者は、道路の左側を走り、センターラインより右側に出ないこと。
但し、車道・歩道の区別のあるところでは、車道の左側を走ること。
(7) 車両類(自動車・オートバイ等)の伴走は一切認めない。
(8) 各中継所付近の駐車場は狭いため、自動車での相乗りもしくはシャトルバスを利用すること。